

○袖ヶ浦市介護人材確保育成支援事業補助金交付要綱

令和 2 年 3 月 3 1 日告示第 6 9 号

改正

令和 3 年 3 月 2 6 日告示第 6 0 号

令和 4 年 3 月 3 1 日告示第 9 2 号

令和 5 年 9 月 2 9 日告示第 1 7 3 号

袖ヶ浦市介護人材確保育成支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 市長は、袖ヶ浦市内の介護サービス事業所等に従事する人材の確保及び職場への定着並びに介護保険サービスの安定的な提供に資することを目的に、介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号。以下「法」という。）第 7 条第 5 項に規定する介護支援専門員の資格の取得（以下「資格取得」という。）、介護保険法施行規則（平成 1 1 年厚生省令第 3 6 号。以下「法施行規則」という。）第 1 4 0 条の 6 8 第 1 項第 1 号に規定する主任介護支援専門員研修（以下「主任介護支援専門員研修」という。）及び法施行規則第 2 2 条の 2 3 第 1 項に規定する介護職員初任者研修（以下「初任者研修」という。）に要する経費の一部について、予算の範囲内において、袖ヶ浦市補助金等交付規則（昭和 4 9 年規則第 1 1 号）及びこの要綱に基づき補助金を交付する。

(定義)

第 2 条 この要綱において、介護サービス事業所等とは、次に掲げる事業所又は施設であって、市内に所在するものをいう。

- (1) 法第 8 条第 1 項に規定する居宅サービス（訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、福祉用具貸与及び特定福祉用具販売を除く。）を行う事業所
- (2) 法第 8 条第 1 4 項に規定する地域密着型サービスを行う事業所
- (3) 法第 8 条第 2 4 項に規定する居宅介護支援を行う事業所
- (4) 法第 8 条第 2 7 項に規定する介護老人福祉施設

- (5) 法第 8 条第 2 8 項に規定する介護老人保健施設
- (6) 法第 8 条第 2 9 項に規定する介護医療院
- (7) 法第 8 条の 2 第 1 項に規定する介護予防サービス(介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防居宅療養管理指導、介護予防福祉用具貸与及び特定介護予防福祉用具販売を除く。)を行う事業所
- (8) 法第 8 条の 2 第 1 2 項に規定する地域密着型介護予防サービスを行う事業所
- (9) 法第 8 条の 2 第 1 6 項に規定する介護予防支援を行う事業所(市が設置するものを除く。)
- (10) 法第 1 1 5 条の 4 5 第 1 項に規定する第 1 号事業を行う事業所(補助対象者)

第 3 条 補助金の交付の対象となる者は、第 6 条に規定する申請書を提出する日(以下「申請日」という。)において、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市税の滞納がないこと。
- (2) 介護サービス事業所等に就労中に資格取得をし、若しくは主任介護支援専門員研修若しくは初任者研修を修了し、引き続き 3 月以上継続して当該介護サービス事業所に就労していること又は資格取得の日若しくは主任介護支援専門員研修若しくは初任者研修を修了した日(以下「資格取得日等」という。)の翌日から起算して 6 月以内に介護サービス事業所等に直接雇用され、かつ、3 月以上継続して当該介護サービス事業所等に就労していること。
- (3) 次条各号に掲げる補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)の支払を完了していること。
- (4) 補助金の交付の申請に係る経費について他の助成(本事業による助成を含む。)を受けていないこと。  
(補助対象経費)

第4条 補助対象経費は、資格取得、主任介護支援専門員研修又は初任者研修に要する次に掲げる経費とする。

- (1) 受験料 資格試験に要する受験料
- (2) 受講料 研修に要する受講料
- (3) 教材費 研修の実施機関が指定した教材の費用  
(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の額に2分の1を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を限度とする。

- (1) 資格取得 50,000円
- (2) 主任介護支援専門員研修 29,000円
- (3) 初任者研修 50,000円  
(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、資格取得日等の翌日から起算して1年以内に、袖ヶ浦市介護人材確保育成支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 資格取得をし、又は主任介護支援専門員研修若しくは初任者研修を修了したことを証する書類の写し
- (2) 市税の滞納がないことを証する書類
- (3) 補助対象経費に係る領収書の写し
- (4) 就業証明書（様式第2号）
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、当該申請者の同意を得て市が保管する公簿等により確認することができるものについては、書類の添付を省略することができる。

(交付の決定)

第7条 市長は、前条第1項の申請書が提出されたときは、速やかにその内容を審査し、補助金の交付の可否を決定するとともに、袖ヶ浦市介護人材確保育成支援事業補助金交付決定（却下）通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

（交付の請求）

第8条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者が補助金の請求をしようとするときは、袖ヶ浦市介護人材確保育成支援事業補助金交付請求書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

（補助金の返還）

第9条 市長は、偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けた者があるときは、その者から当該補助金の全部又は一部を返還させることができる。

（委任）

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和2年4月1日から施行し、資格取得日等がこの告示の施行の日以後である者に適用する。

附 則（令和3年3月26日告示第60号）

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月31日告示第92号）

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年9月29日告示第173号）

この告示は、令和5年10月1日から施行し、令和5年度分の補助金から適用する。